

平成25年4月26日

海事局内航課

内航海運業における船舶管理サービスの「見える化」を始めます

内航海運業界においては、安全管理や環境保全に対する社会的要請の高まりを受け、その対応に迫られているものの、内航海運事業者の多くが「一杯船主」と呼ばれる保有船舶が1隻のみの零細事業者であることから、そのほとんどで保有船舶の保守管理や船員の雇用・配乗等を事業主自らが行っている状況にあり、零細事業者の規模の拡大や経営の安定化が求められています。

このため、内航海運事業者が船舶管理会社を活用することにより、これらの課題に対応できるよう、国土交通省は、平成24年7月に「内航海運における船舶管理業務に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、内航海運分野における船舶管理業務に関して、その定義や満たすことが望ましい基準を具体的・体系的に示したところです。

今般、海事局では、平成24年11月より竹内健蔵教授（東京女子大学）を座長として学識経験者、内航海運事業者等で構成する「内航海運船舶管理ガイドライン適合性評価システム検討委員会」を開催し、その成果を基に、ガイドラインに基づき体制等を整えた船舶管理会社に対してガイドラインへの適合性を評価するための手法を導入しました。これにより、船舶管理会社の管理サービスの「見える化」を図り、事業者が船舶管理会社を利用する際の検討を容易にし、船舶管理会社を活用した内航海運の活性化を促進します。

問い合わせ先

国土交通省海事局内航課

内航海運効率化対策官 小森（内線 43-462）

専門官 本多（内線 43-463）

代表 03-5253-8111

直通 03-5253-8627

FAX 03-5253-1643

【適合性評価の方法】

1. 評価は、船舶管理会社の業務が「内航海運における船舶管理業務に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に準拠して行われているかどうかをチェックする方法で行います。具体的には「内航船舶管理ガイドライン適合性評価の実施について」（別添1）を参考に「ガイドライン」に記載されている要求事項を項目ごとに分別した「内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を使用して行います。
 2. 「チェックリスト」は、「船舶管理業務を実施する体制の整備」（別添2）のほか、船舶管理会社が内航海運事業者から委託を受ける「船舶配乗・雇用管理業務の実施」（別添3）、「船舶保守管理業務の実施」（別添4）、「船舶運航実施管理業務の実施」（別添5）の3つの業務に分かれています。評価を受ける会社の業務実態に合わせて、3つの業務全て、3つの業務のうち2つ又は1つの業務について評価することが出来ます。
 3. 評価は、第一者評価（船舶管理会社自身による評価）、第三者評価（船舶管理会社へ委託する者による評価）又は第三者評価（船舶管理会社とは関連のない機関による評価）のいずれかにより行われます。
 4. 評価結果は、評価を受けた船舶管理会社の「船舶管理会社情報申告シート」（別添6）と評価した「チェックリスト」（別添2, 3, 4, 5）を海事局内航課へ提出することで、海事局のホームページに掲載することが出来ます。ただし、本適合性評価は、「ガイドライン」への適合性を評価するものであるため、「チェックリスト」以外の評価は受け付けていません。
 5. 海事局内航課へ提出された「チェックリスト」等は、特定の他事業者と比較する等問題となる記述がないかどうか等を審査した後、原則原文のまま海事局のホームページに掲載します。
- ※ また、今般、「ガイドライン」で定めた作成文書例を「モデル手順書」（別添7）としてまとめました。船舶管理業務及び船舶管理会社に船舶管理の委託を検討する際の参考にして下さい。